管理者が取り扱う個人情報等に関する香取広域市町村圏事 務組合個人情報保護条例施行規則

平成 27 年 7 月 6 日 規則第 5 号 改正 平成 28 年 7 月 8 日規則第 8 号

(趣旨)

第1条 この規則は、管理者が取り扱う個人情報等について、香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例(平成27年香取広域市町村圏事務組合条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政文書から除く電磁的記録)

- 第2条 条例第2条第3号ウに規定する規則で定める電磁的記録は、次に掲 げる電磁的記録とする。
 - (1) 会議その他これに類するものの記録を作成するために録音等をした 録音テープ等の電磁的記録
 - (2) データ処理等の作業のために作成した磁気ディスク等の電磁的記録 (個人情報取扱事務登録簿)
- 第3条 条例第7条第1項に規定する登録簿は、個人情報取扱事務登録簿(別記第1号様式)によるものとする。

(社会的差別の原因となるおそれのある個人情報)

第4条 条例第8条第2項に規定する社会的差別の原因となるおそれのある 個人情報として実施機関が定めるものは、地域改善対策特定事業に係る国 の財政上の特別措置に関する法律(昭和62年法律第22号)附則第1条第 2項本文の規定による失効前の同法第2条第1項に規定する対象地域の同 和関係者であるという事実に係る個人情報とする。

(開示請求の方法)

第5条 開示請求は、開示請求をしようとする者が自己情報開示請求書(次条第1項に規定する自己情報開示請求書をいう。次項において同じ。)を 実施機関に持参して提出することにより行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、開示請求をしようとする者が病気、身体の障害等真にやむを得ない理由により、自己情報開示請求書を実施機関に持参して提出することにより開示請求を行うことができないと認められる場合にあっては、自己情報開示請求書を送付し、又は他の者に持参させることにより行うことができる。

(自己情報開示請求書)

- 第6条 条例第16条第1項に規定する書面は、自己情報開示請求書(第2号様式)によるものとする。
- 2 条例第 16 条第 1 項第 4 号に規定する実施機関の定める事項は、開示請求をしようとする者が求める開示の方法等とする。

(開示請求時における本人等の確認に必要な書類等)

- 第7条 開示請求をしようとする者は、条例第16条第2項の規定により、自己情報開示請求書に記載されている開示請求をしようとする者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載された次の各号のいずれかに掲げる書類を提出し、又は提示しなければならない。
 - (1) 運転免許証
 - (2) 旅券
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして管理者が認める書類
- 2 自己情報開示請求書を第5条第2項の規定により送付し、又は他の者に 持参させることにより開示請求をする場合には、開示請求をしようとする 者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のいずれかを複写 機により複写したもの及びその者の住民票の写し(開示請求をする日前30 日以内に作成されたものに限る。)を実施機関に提出すれば足りる。この 場合において、開示請求を他の者に持参させることにより行おうとすると きは、当該他の者は、開示請求をしようとする者に代わって自己情報開示 請求書を持参した旨を証明する書類及び当該他の者が開示請求をしようと する者に代わって自己情報開示請求書を持参した者であることを証明する 書類を提出しなければならない。
- 3 条例第15条第2項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、

当該法定代理人は、当該法定代理人の戸籍謄本その他これに類するものとして管理者が認める書類を提出し、又は提示しなければならない。

(自己情報開示決定通知書等)

- 第8条 条例第21条第1項に規定する開示の実施に関し実施機関が定める 事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示を実施する日時及び場所(開示を写し等(文書又は図画の写し並びに電磁的記録を用紙に出力したもの及び複写したものをいう。以下同じ。)の交付の方法により実施する場合であって、当該交付を郵送により実施するときを除く。)
 - (2) 開示の実施の方法
- 2 条例第 21 条第 1 項に規定する書面は、請求のあった個人情報の全部を開示する場合にあっては自己情報開示決定通知書(第 3 号式)、請求のあった個人情報の一部を開示する場合にあっては自己情報部分開示決定通知書(第 4 号様式)とする。
- 3 条例第 21 条第 2 項に規定する書面は、自己情報不開示決定通知書(別 記第 5 号様式)とする。

(自己情報開示決定等期間延長通知書)

第9条 条例第22条第2項に規定する書面は、自己情報開示決定等期間延 長通知書(第6号様式)とする。

(自己情報開示決定等の期限の特例適用通知書)

第10条 条例第23条に規定する書面は、自己情報開示決定等の期限の特 例適用通知書(第7号様式)とする。

(自己情報開示請求に係る事案移送通知書)

第11条 条例第25条第1項に規定する書面は、自己情報開示請求に係る 事案移送通知書(第8号様式)とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る通知)

- 第12条 条例第26条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示請求の年月日
 - (2) 開示請求に係る個人情報に含まれている当該組合及び開示請求者 以外のものに関する情報の内容

- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 条例第26条第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示請求の年月日
 - (2) 条例第26条第2項各号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
 - (3) 開示請求に係る個人情報に含まれている条例第 26 条第 2 項の規定 による当該第三者の個人情報の内容
 - (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 3 条例第 26 条第 2 項に規定する書面は、意見書提出に係る通知書(第 9 号様式)とする。
- 4 条例第 26 条第 3 項に規定する書面は、個人情報の開示に係る通知書 (第 10 号様式)とする。

(行政文書の開示等)

- 第13条 条例第27条第1項及び第3項前段に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。)を用いて行う必要があるものにあっては、管理者が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。
 - (1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁 的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴。た だし、当該電磁的記録を複写したものの交付の方法により開示する ことが容易であるときは、当該方法とすることができる。
 - (2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付。ただし、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。
- 2 前項に規定する方法による電磁的記録の開示にあっては、管理者は当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他

正当な理由があるときは、当該電磁的記録を用紙に出力したもの又は複写したものにより、これを行うことができる。

- 第14条 行政文書を閲覧し、又は視聴する者は、当該行政文書を改ざんし、 汚損し、又は破損してはならない。
- 2 管理者は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、行政文書の閲覧又は視聴を停止し、又は禁止することができる。

(行政文書の写しの交付等)

- 第15条 条例第27条第1項の規定により個人情報が記録された行政文書 の開示をその写し等の交付の方法により希望する者は、写し等の交付申 請書(第11号様式)を実施機関に提出しなければならない。
- 2 個人情報が記録された行政文書の写し等を交付する場合の交付部数は、 開示請求1件につき1部とする。

(行政文書の開示の方法)

第16条 開示請求があった個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定の 通知を受けた者は、条例第27条第3項の規定により写し等の郵送を希望 する場合以外の場合にあっては、当該通知に係る開示の日時及び場所に、 当該通知に係る通知書を持参して開示を受けるものとする。

(開示の実施時における本人等の確認に必要な書類)

第17条 条例第27条第2項(条例第28条第3項において準用する場合を含む。)に規定する本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類として実施機関が定めるものは、第7条第1項各号のいずれかに掲げる書類及び同条第3項に掲げる書類とする。

(行政文書の写し等の郵送の申出等)

- 第18条 条例第27条第3項の規定により行政文書の写し等の郵送を希望する者は、第15条第1項に規定する写し等の交付申請書にその旨を記載することにより、実施機関に申し出なければならない。
- 2 条例第27条第3項後段の実施機関が定める者は、同項の規定により行政文書の写し等の郵送を希望するときにおける当該郵送を希望する者の 住所及び氏名が条例第16条第1項の規定により提出した第6条第1項に

規定する自己情報開示請求書に記載した住所及び氏名に変更がない者とする。

3 第1項の規定による申出に係る行政文書の写し等の郵送は、条例第27 条第3項の規定により行政文書の写し等の郵送を希望するときにおける 当該郵送を希望する者の住所に送付するものとする。

(行政文書の写し等の交付に要する費用等)

- 第19条 条例第29条第2項に規定する交付に要する費用は、別表に定めるとおりとする。
- 2 条例第27条第3項の規定により、同条第1項の規定による開示を写し 等の交付により受ける者で、当該写し等の郵送を希望するものは、前項 に規定する費用のほか、当該写し等の郵送に要する費用と同額の郵便切 手を提出しなければならない。
- 3 前2項に規定する費用は、前納しなければならない。 (口頭による開示請求に係る告示)
- 第20条 管理者は、条例第28条第1項の規定により口頭による開示請求 を行うことができる個人情報を定めたときは、当該個人情報の項目並び に口頭による開示請求を行うことができる期間及び場所を告示するもの とする。

(訂正請求の方法)

- 第21条 訂正請求は、訂正請求をしようとする者が自己情報訂正請求書 (次条第1項に規定する自己情報訂正請求書をいう。次項において同 じ。)を実施機関に持参して提出することにより行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、訂正請求をしようとする者が病気、身体の 障害等真にやむを得ない理由により、自己情報訂正請求書を実施機関に 持参して提出することにより訂正請求を行うことができないと認められ る場合にあっては、自己情報訂正請求書を送付し、又は他の者に持参さ せることにより行うことができる。

(自己情報訂正請求書等)

第22条 条例第31条第1項に規定する書面は、自己情報訂正請求書(第 12号様式)によるものとする。

- 2 条例第 31 条第 1 項第 5 号に規定する実施機関の定める事項は、訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日とする。
- 3 管理者は、訂正請求に係る個人情報が開示決定に基づき開示を受けた ものであることを確認する必要があると認めるときは、訂正請求をしよ うとする者に対し、自己情報開示決定通知書、自己情報部分開示決定通 知書又はその他管理者が適当と認めるものの提示を求めることができる。 (訂正請求時における本人等の確認に必要な書類等)
- 第23条 第7条の規定は、訂正請求について準用する。

(自己情報訂正決定通知書等)

- 第24条 条例第33条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 訂正請求に係る個人情報の全部を訂正請求の趣旨のとおりに訂正 をするとき 自己情報訂正決定通知書(第13号様式)
 - (2) 訂正請求に係る個人情報の一部を訂正請求の趣旨のとおりに訂正 をするとき 自己情報部分訂正決定通知書(第14号様式)
- 2 条例第 33 条第 2 項に規定する書面は、自己情報不訂正決定通知書(第 15 号様式)とする。

(自己情報訂正決定等期間延長通知書)

第25条 条例第34条第2項に規定する書面は、自己情報訂正決定等期間 延長通知書(第16号様式)とする。

(自己情報訂正決定等の期限の特例適用通知書)

第26条 条例第35条に規定する書面は、自己情報訂正決定等の期限の特 例適用通知書(第17号様式)とする。

(自己情報訂正請求に係る事案移送通知書)

第27条 条例第37条第1項に規定する書面は、自己情報訂正請求に係る 事案移送通知書(第18号様式)とする。

(個人情報の提供先への通知書)

第28条 条例第38条に規定する書面は、個人情報の訂正実施通知書(第 19号様式)とする。

(利用停止等請求の方法)

第29条 利用停止等請求は、利用停止等請求をしようとする者が自己情報

利用停止等請求書(次条第1項に規定する自己情報利用停止等請求書をいう。次項において同じ。)を実施機関に持参して提出することにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用停止等請求をしようとする者が病気、 身体の障害等真にやむを得ない理由により、自己情報利用停止等請求書 を実施機関に持参して提出することにより利用停止等請求を行うことが できないと認められる場合にあっては、自己情報利用停止等請求書を送 付し、又は他の者に持参させることにより行うことができる。

(自己情報利用停止等請求書)

- 第30条 条例第40条第1項に規定する書面は、自己情報利用停止等請求 書(第20号様式)とする。
- 2 条例第 40 条第 1 項第 5 号に規定する実施機関の定める事項は、利用停止等請求に係る個人情報の開示を受けた日とする。
- 3 第 22 条第 3 項の規定は、利用停止等請求について準用する。 (利用停止等請求時における本人等の確認に必要な書類等)
- 第31条 第7条の規定は、利用停止等請求について準用する。 (自己情報利用停止等決定通知書)
- 第32条 条例第42条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 利用停止等請求に係る個人情報の全部を利用停止等請求の趣旨の とおりに利用停止等をするとき 自己情報利用停止等決定通知書(第21号様式)
 - (2) 利用停止等請求に係る個人情報の一部を利用停止等請求の趣旨の とおりに利用停止等をするとき 自己情報部分利用停止等決定通知 書(第22号様式)
- 2 条例第42条第2項に規定する書面は、自己情報不利用停止等決定通知書(第23号様式)とする。

(自己情報利用停止等決定等期間延長通知書)

第33条 条例第43条第2項に規定する書面は、自己情報利用停止等決定 等期間延長通知書(第24号様式)とする。

(自己情報利用停止等決定等の期限の特例適用通知書)

第34条 条例第44条に規定する書面は、自己情報利用停止等決定等の期限の特例適用通知書(第25号様式)とする。

(情報公開・個人情報保護審査会に諮問した旨の通知)

第35条 条例第47条の規定による通知は、諮問通知書(第26号様式)に より行うものとする。

(運用状況の公表)

第36条 条例第64条の規定による運用状況の公表は、広報紙に掲載する ことにより行うものとする。

(その他)

第37条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年7月8日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理者が取り扱う個人情報等に関する香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例施行規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

口	表	(第	10	久	멢	亿)	
ית	コマ	\ 75	19	*	一类	1ポリ	

行政文書の種類	開示の実施方法	金	額
文書及び図面	写し(単色刷り、A3版まで)の交付	1枚につき	10 円
	用紙に出力したもの(単色刷り、A3	1枚につき	10 円
 電磁的記録	版まで)の交付		
電 燃 的 記 嫁	コンパクトディスク(CD-Rに限る。	1枚につき	100円
	以下、同じ。)に複写したものの交付		

備考

- 1 用紙の両面に印刷する場合には、片面を1枚として算定する。
- 2 コンパクトディスク以外の電磁的記録媒体により、複写したものの交付を行う場合には、当該電磁的媒体の購入経費に相当する額とする。
- 3 写し等を業者に委託する方法により作成する場合には、当該委託に要 する費用に相当する額とする。

別記

第1号様式(第3条関係)

個人情報取扱事務登録簿

								所管課	名等		
事	務	の	名	称				1			
事	務	の	目	的							
個	人	の	類	型							
個人	.情報を	収集	する理	且由							
	基	本的	事項		家庭・社会生	E活	経済	斉活動	心身	′関係	知識・能力
個人情報の記録項目	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	月日、 ::::::::::::::::::::::::::::::::::::			□電話番号 □家庭生活の2 □婚姻 □職業、職歴 □地位 □資格、免許 □加賞罰、他 □その他		□収入産□□収入産□□収入産団□□収入産産税□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	状況 、納税額 状況 扶助	□健康 □焼歴 □妊娠 □障害 □容ぞの(□	出産	□学業成績 □学務成績 □学務成績 □学のののののででである。 □ できませいでは、できまれる。 □ では、できまれる。 □ では、できまれる。 □ では、できまれる。 □ では、できまれる。 日本のののは、できまれる。 日本ののは、できまれる。 日本ののは、できまれる。 日本ののは、できまれる。 日本のは、できまれる。 日本のは、できます。 日本のは、できます。 日本のは、できます。 日本のは、できます。 日本のは、できます。 日本のは、できます。 日本のは、できます。 日本のは、できます。 日本のは、できます。 日本のは、できます。 日本のは、できます。 日本のは、できます。 日本のは、できます。 日本のは、できまする。 日本のは、できます。 日本のは、「できます。 日本のは、 日本のは、 日本のは 「さ。 日本のは 「さ。 日本のは 「さ。 日本のは
処理形態	ロオ	ンライ	有 イン処 イン処 無		有無						
個人情報の主な収集先	□実□他□外□民	以外7の実施機関の官2	か機関公本、収関外、公本	の市	5の機関 り団体			□他の官	機以外 了公庁]体、公 私人	の市の機	
	□実施	機関層	内部で	の禾							
業務委託	□有□無		托業務	内容	[1 1				
本人開示	□可 □一部 □不可				[根拠]						
備考											

第2号様式(第6条第1項関係)

自己情報開示請求書

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合 管理者 様

> 住 所 氏 名 連絡先電話番号

香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 16 条第1項の規定により、次のと おり自己の個人情報の開示を請求します。

開示請求をする自己 の個人情報の内容	(知りたいと思う情報の具体的な内容を記載してください。)
求める開示の方法等 (該当する□にレ印 を付けてください。)	□ 閲覧又は視聴□ 写し等の交付(□郵送を希望する。)

注

- 1 開示請求の際には、本人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、 旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人が開示請求する場合には、1の書類のほかに戸籍謄本等法定代理人の資格を確認するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

法定代理人が未成年者又は成年被後見人に代わって開示請求をする場合には、次の 欄にも記入してください。

未成年者又は成年被後見人の別		年者(被後見人	年	月	日生)
当該未成年者又は成 年被後見人の氏名及	氏名				
び住所	住所				

<職員記入欄>この欄には記入しないでください。

本人確認用書類 (免許証等番号)	□運転免許証	□旅券	□その他()
所管課等	電話番号			内線	
備考					

第3号様式(第8条第2項関係)

様

自己情報開示決定通知書

年 月 日付けの開示請求について、香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので、通知します。

開示請求に係る個人 情報を記録する行政 文 書 の 件 名						
開示を実施する日時	日時	年	月	日 午前 午後	時	分
及び場所	場所					
開示の実施の方法						
所 管 課 等	電話番号	<u>1.</u>			内線	
備考						

注

- 1 個人情報の開示を個人情報窓口で受ける場合、指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ所管課等へ連絡してください。
- 2 個人情報の開示を個人情報窓口で受ける場合、この通知書及び本人であること を証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してく ださい。
- 3 個人情報の開示を写し等の郵送により受ける場合、この通知書及び写し等の交付申請書並びに写し等の作成に要する費用及び写し等の郵送に要する費用と同額の郵便切手を送付してください。

第4号様式(第8条第2項)

様

香取広域市町村圏事務組合 管理者 即

自己情報部分開示決定通知書

年 月 日付けの開示請求について、香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり開示することを決定したので、通知します。

開示請求に係る個人情報を								
記録する行政文書の件名								
開示できない部分及び開示								
できない理由								
開示できない部分について、				年	月	日		
その理由が消滅する期日				+	刀	Н		
開示を実施する日時及び場	日時	年	月	日	午前 午後		時	分
所	場所							
開示の実施の方法								
所 管 課 等								
備考	•	•		•		•		

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分(この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者を被告として(訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は、管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。(注意)
- 1 指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ担当課へ連絡してください。
- 2 個人情報の開示を受ける場合、この通知書及び本人であることを証明するために 必要な書類(個人番号カード、運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してくだ さい。
- 3 個人情報の開示を写し等の郵送により受ける場合、この通知書及び写し等の交付申請書並びに写し等の作成に要する費用及び写し等の郵送に要する費用に相当する額を、同封の納入通知書により納付してください。
- 4 「開示しない部分について、その理由が消滅する期日」は、開示請求のあった個人情報を開示しない理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入しています。
 - この期日の記載がある場合で個人情報の開示を希望するときは、同日以後に改めて開示請求をしてください。

第5号様式(第8条第3項)

様

自己情報不開示決定通知書

年 月 日付けの開示請求について、香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので、通知します。

開示請求に係る個人情 報を記録する行政文書 の件名又は内容					
開示できない理由					
開示できない理由が消 滅 す る 期 日		年	月	日	
所 管 課 等	電話番号				内線
備考					

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分(この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として(訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は、管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注意)

「開示しない理由が消滅する期日」は、開示請求のあった個人情報を開示しない理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入しています。

この期日の記載がある場合で個人情報の開示を希望するときは、同日以後に改めて開示請求をしてください。

第6号様式(第9条関係)

様

自己情報開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けの開示請求について、香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第22条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので、通知します。

開示請求に係る個人 情報を記録する行政 文書の件名又は内容				
延長前の決定期間		年 年	月 月	日から 日まで
延長後の決定期間		年年	月月	日から 日まで
決定期間を延長する 理 由				
所 管 課 等	電話番号			内線
備考				

第7号様式 (第10条関係)

香広城第 号 年 月 日

様

自己情報開示決定等の期限の特例適用通知書

年 月 日付けの開示請求について、次のとおり香取広域市町村圏事 務組合個人情報保護条例第23条の規定を適用することとしたので、通知します。

務組合個人情報保護条例第2	23条の規定を適用することとしたので、通知します。
開示請求に係る個人情報 を記録する行政文書の件 名又は内容	
開示請求に係る個人情報 を記録する行政文書のう ち相当の部分について開 示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
開示請求に係る個人情報 を記録する行政文書のう ち上記期間内に開示決定 等をする相当の部分	
残りの個人情報を記録す る行政文書について開示 決定等をする期限	年 月 日
条例第 23 条の規定を適用 する理由	
所 管 課 等	電話番号
備考	

第8号様式(第11条関係)

 香広域第
 号

 年
 月
 日

様

自己情報開示請求に係る事案移送通知書

年 月 日付けの開示請求について、香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第25条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

0 7 0						
移送した事案に係 る個人情報を記録 する行政文書の件 名又は内容						
移送をした実施機 関及び所管課等	電話番号				内線	
移送を受けた実施 機関及び所管課等	電話番号				内線	
移送をした日		年	月	日		
移送をした理由						
備考						

注 本件開示請求に対する決定等については、移送を受けた実施機関において行うこととなります。

第9号様式(第12条第3項関係)

 香広域第
 号

 年
 月

 日
 日

様

香取広域市町村圏事務組合 管理者 <u>旬</u>

意見書提出に係る通知書

香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第16条第1項の規定により、

に関する個人情報について開示請求がありました。この個人情報を開示することについて、同条例第 26 条第 2 項の規定により、意見書を提出することができますので、次のとおり通知します。

ついては、意見書を提出される場合には、別紙「個人情報の開示に係る意見書」により 年 月 日までに提出してください。

開示請求に係る個人情報 が記録されている行政文 書の件名					
開示請求に係る個人情報 に含まれている に関する情報の内容					
開示請求があった日		年	月	日	
条例第 26 条第 2 項各号の 規定の適用の区分及び当 該規定を適用する理由					
意見書の提出先	電話番号				内線
備					

別紙

個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合 管理者 様

住 所氏 名連絡先電話番号

(法人その他の団体にあっては、主たる事務) 所の所在地、名称及び代表者の氏名 担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

年 月 日付け 第 号で通知のあったことについて、次のとおり提出します。

開示決定は反対意見の	に対する	有	無
意	見	開示決定に反対する理由等(びその理由)	開示されると支障を生ずる部分及

第 10 号様式 (第 12 条第 4 項)

 第
 号

 年
 月

 日

様

香取広域市町村圏事務組合 管理者 印

個人情報の開示に係る通知書

年 月 日付けの に関する情報が記録されている 個人情報の開示請求について、次のとおり個人情報を開示することを決定したので、 香取広域市町村圏事務組合個人

第26条第3項

情報保護条例

の規定により通知します。

第48条において準用する同条例第26条第3項

開示請求に係る個人情報 が記録されている行政文 書の件名							
開示される個人情報に含まれている に関する情報 の内容							
開示決定に係る年月日等	年	月	日作	ナけ	第	号	
開示決定をした理由							
開示を実施する日			年	月	目		
所 管 課 等	電話番号				ļ	勺線	
備考							

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分(この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者を被告として(訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は、管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 11 号様式 (第 15 条第 1 項関係)

写し等の交付申請書

様

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合 管理者

> 住 所 氏 名 連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で通知のあった個人情報について、 香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 27 条第1項の規定により、次のとお り写し等の交付を申請します。

	. 3. / 0	1		
個人情報が記録され	写上然《七点	数	量	/++ : → / /.
ている行政文書の件 名	写し等の内容	金	額	備 考
			円	
			円	
			円	
合	ah			
	рI		円	

郵送による交付を希望する。
 却是1500人门已前至700

注

- 1 「個人情報が記録されている行政文書の件名」欄には、写し等の交付を希望する行政文書の件名を記入してください。
- 2 「写し等の内容」欄には、A4判用紙(単色)等の種別を記入してください。
- 3 郵送による交付を希望する場合には、□にレ印を付けてください。

様

第 12 号様式 (第 22 条第 1 項関係)

自己情報訂正請求書

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合 管理者

> 住 所 氏 名 連絡先電話番号

年 月 日付けで開示を受けた自己の個人情報について、香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第31条第1項の規定により、次のとおり訂正を請求します。

1, C & 1 o		
訂正請求に係る個人情	を	
記録する行政文書の件を		
訂正請求の趣旨		
可止明水砂壓目	T E	
訂 正 請 求 の 理	由	

注

- 1 訂正請求の際には、本人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、 旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 2 訂正請求の際には、自己情報開示決定通知書又は自己情報部分開示決定通知書を提示してください。
- 3 法定代理人が訂正請求する場合には、1の書類のほかに、戸籍謄本等法定代理 人の資格を確認するために必要な書類を提出し、又は提示してください。
- 4 訂正請求の際には、訂正請求をする訂正の内容が事実に合致していることを明らかにする書類等を提出し、又は提示してください。

法定代理人が未成年者又は成年被後見人に代わって訂正請求をする場合は、次の欄にも記入してください。

未成年者又は成年	口未	成年	者(年	月	日生)		
被後見人の別	□成	年被	後見人					
当該未成年者又は	氏	名						
成年被後見人の氏 名及び住所	住	所						

<職員記入欄>この欄には記入しないでください。

本人確認用書類		□運転免許証	□旅券	□その他	()		
(免	許証	等番	号)						
所	管	課	等	電話番号				内線	
備			考						

第 13 号様式 (第 24 条第 1 項第 1 号関係)

香広域第号年月日

様

自己情報訂正決定通知書

年 月 日付けの訂正請求について、香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり訂正をすることを決定したので、通知します。

情報	E請求に 報を記録 書の件名																
⇒ r	T #	広	訂正前														
<u></u>	訂 正 内	容	谷	谷	4	711	1 □*	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	訂正後		
所	管	課	等	電話番号	内線												

第 14 号様式 (第 24 条第 1 項第 2 号)

香広域指令第 号 年 月 日

様

自己情報部分訂正決定通知書

年 月 日付けの訂正請求について、香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 33 条第1項の規定により、次のとおり訂正をすることを決定したので、通知します。

訂正請求に係る個人記録する行政文書の			
訂正請求の趣旨	訂正前		
	訂正後		
訂 正 内 容	訂正前		
	訂正後		
訂正をしない	部 分		
訂正をしない	理 由		
所 管 課	等	電話番号	内線

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分(この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として(訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は、管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 15 号様式 (第 24 条第 2 項)

様

香取広域市町村圏事務組合 管理者 即

自己情報不訂正決定通知書

年 月 日付けの訂正請求について、香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第33条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことを決定したので、通知します。

訂正請求に係る個人記録する行政文書の			
訂正請求の趣旨	訂正前 訂正後		
訂正をしない	理由		
所 管 課	等	電話番号	内線

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分(この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者を被告として(訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は、管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 16 号様式 (第 25 条関係)

香広域第号年月日

様

自己情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日付けの訂正請求について、香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第34条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので、通知します。

訂正請求に係る個人情報を 記録する行政文書の件名					
延長前の決定期間		年	月	日から	
上 大 川 の 次 足 朔 间		年	月	日まで	
な 長 悠 の 油 字 期 間		年	月	日から	
延長後の決定期間		年	月	日まで	
決定期間を延長する理由					
所 管 課 等	電話番号				内線
備考					

第 17 号様式 (第 26 条関係)

様

香取広域市町村圏事務組合 管理者 即

自己情報訂正決定等の期限の特例適用通知書

年 月 日付けの訂正請求について、次のとおり香取広域市町村圏事 務組合個人情報保護条例第35条の規定を適用することとしたので、通知します。

訂正請求に係る個人情報を 記録する行政文書の件名				
条例第 35 条の規定適用前 の訂正決定等をする期間		年 月 年 月	日から 日まで	
条例第 35 条の規定適用後 の訂正決定等をする期限		年	月日日	
条例第 35 条の規定を適用 する理由				
所 管 課 等	電話番号		Þ	羽線
備考				

第 18 号様式 (第 27 条関係)

 香広域第
 号

 年
 月

 日

様

自己情報訂正請求に係る事案移送通知書

年 月 日付けの訂正請求について、香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第37条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

移送した事案に係る個 人情報を記録する行政 文書の件名					
移送をした実施機関及 び所管課等	電話番号				内線
移送を受けた実施機関 及び所管課等	電話番号				内線
移送をした日		年	月	日	
移送をした理由					
備考					

注 本件訂正請求に対する決定等については、移送を受けた実施機関において行うこととなります。

第 19 号様式 (第 28 条関係)

 香広域第
 号

 年
 月
 日

様

個人情報の訂正実施通知書

年 月 日付けで

から

に提供した個人情報について、香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第32条の規定により次のとおり訂正しましたので、同条例第38条の規定により通知します。

個人情報を提供した実 施機関及び所管課等						
提供した個人情報を記 録する行政文書の件名						
訂 正 内 容	訂正前					
	訂正後					
訂正の実施をし	た日	年	月	日		
備	考					

第 20 号様式 (第 30 条第 1 項関係)

自己情報利用停止等請求書

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合 管理者 様

> 住 所 氏 名 連絡先電話番号

年 月 日付けで開示を受けた自己の個人情報について、香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 40 条第1項の規定により、次のとおり利用停止等を請求します。

サと明かしよう。	
利用停止等請求に係る個 人情報を記録する行政文 書の件名	
利用停止等請求に係る個 人情報の内容	(利用停止等請求に係る個人情報の具体的な内容を記載 してください。)
利用停止等請求の趣旨	
利用停止等請求の理由	

注

所

備

- 1 利用停止等請求の際には、本人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 2 利用停止等請求の際には、自己情報開示決定通知書又は自己情報部分開示決定通知書を提示してください。
- 3 法定代理人が利用停止等を請求する場合には、1の書類のほかに、戸籍謄本等法定代理人の資格を確認するために必要な書類を提出し、又は提示してください。
- 4 利用停止等請求の際には、利用停止等請求をする趣旨及び理由を明らかにする 書類等を提出し、又は提示してください。

法定代理人が未成年者又は成年被後見人に代わって利用停止等請求をする場合は、次の欄にも記入してください。

未成年者又は成年被	□未成年者(年月日生)
後見人の別	□成年被後見人
当該未成年者又は成	氏 名
年被後見人の氏名及	住所
び住所	
<職員記入欄>この欄	『には記入しないでください。
本人確認用書類	□運転免許証 □旅券 □その他()
(

内線

電話番号

等

考

課

第 21 号様式 (第 32 条第 1 項第 1 号関係)

 香取広域第
 号

 年
 月
 日

様

自己情報利用停止等決定通知書

年 月 日付けの利用停止等請求について、香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第42条第1項の規定により、次のとおり利用停止等をすることを決定したので、通知します。

利用停止等請求に係る 個人情報を記録する行 政文書の件名		
利用停止等をする個人 情 報 の 内 容		
利用停止等をする理由		
所 管 課 等	電話番号	内線

第 22 号様式 (第 32 条第 1 項第 2 号)

様

香取広域市町村圏事務組合 管理者 印

自己情報部分利用停止等決定通知書

年 月 日付けの利用停止等請求について、香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第42条第1項の規定により、次のとおり利用停止等をすることを決定したので、通知します。

利用停止等請求に係る個人情報を記録する行政文書の件名		
利用停止等をする個人情報の 内 容		
利用停止等をする理由		
利用停止等をしない個人情報 の内容		
利用停止等をしない理由		
所 管 課 等	電話番号	内線

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分(この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として(訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は、管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 23 号様式 (第 32 条第 2 項)

様

香取広域市町村圏事務組合 管理者 即

自己情報不利用停止等決定通知書

年 月 日付けの利用停止等請求について、香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止等をしないことを決定したので、通知します。

る個	停止等 人情報 政文書	と記録	録す		
	停止等				
利用理由	停止等	音をした	ない		
所	管	課	等	電話番号	内線

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分(この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者を被告として(訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は、管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 24 号様式 (第 33 条関係)

香広域第号年月日

様

自己情報利用停止等決定等期間延長通知書

年 月 日付けの利用停止等請求について、香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第43条第2項の規定により、次のとおり利用停止等決定等の期間を延長したので、通知します。

利用停止等請求に係る個 人情報を記録する行政文 書の件名					
延長前の決定期間		年 年	月 月	目から 日まで	
延長後の決定期間		年年	月月	日から 日まで	
決定期間を延長する理由					
所 管 課 等	電話番号				内線
備 考					

第 25 号様式 (第 34 条関係)

香広域第号年月日

様

香取広域市町村圏事務組合 管理者 <u></u> 即

自己情報利用停止等決定等の期限の特例適用通知書

年 月 日付けの利用停止等請求について、次のとおり香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 44 条の規定を適用することとしたので、通知します。

利用停止等請求に係る個人情報を記録する行政文書の件名		
条例第 44 条の規定適用前の利 用停止等決定等をする期間	年 月 年 月	日から 日まで
条例第 44 条の規定適用後の利 用停止等決定等をする期限	年 月	Ħ
条例第 44 条の規定を適用する 理由		
所 管 課 等	電話番号	内線
備考		

第 26 号様式 (第 35 条)

 第
 号

 年
 月

 日

様

香取広域市町村圏事務組合 管理者 即

諮問通知書

香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 46 条第1項の規定により、次のと おり香取広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条 例第 47 条の規定により通知します。

審査請求に係 る決定等	年月日	等	年	月	日代	けけ	ļ	第	号
	内	容							
審査請求 (諮問に係)									
審査請求がる	あった	日			年	月	日		
諮問し	た	日			年	月	日		
所 管	課	等	電話番	号				内線	Į.
備		考							